

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 9 号

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月天理市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。